

1. 新潟県長岡市

- ・視察者 佐藤恵一、藤倉憲
- ・視察場所 生ごみバイオガス発電センター
- ・視察日時 令和6年7月30日（火）午後1時30分から午後3時30分
- ・視察項目 生ごみバイオガス化事業について
- ・説明員 長岡市環境部環境施設課課長 平澤秀康 氏
長岡市環境部環境施設課主査 小林芳文 氏
- ・視察目的 生ごみを活用した発電の仕組みを学び本市の生ごみ処理の取組に生かす。

・要旨（報告事項）

〔市の概要〕

人口 256,304 人 男性 125,647 人 女性 130,657 人 世帯数 110,459 世帯
（令和6年8月1日現在）

〔施設の概要〕

視察先：生ごみバイオガス発電センター（長岡市環境衛生センター内）

運転開始：平成25年7月

施設概要：処理能力 65t/日（発酵対象 55t/日）

処理方式 湿式メタン発酵設備＋バイオガス発電設備（560kW）

バイオガス発生量 約 8,900 Nm³/日

発電量 約 12,300 kWh/日

特別目的会社（SPC）（株）長岡バイオキューブ

事業実施までの経過

- 2006年 2月 長岡市地域新エネルギービジョン
- 2006年 12月 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 2007年 3月 長岡市総合計画 前期基本計画
- 2010年 2月 PFI 事業選定
- 2010年 4月 入札公告
- 2010年 9月 入札
- 2010年 11月 JFEグループ落札・基本協定締結
- 2011年 4月 設計・建設開始
- 2013年 4月 生ごみ分別収集・試運転開始
- 2013年 6月 完成・引き渡し
- 2013年 7月 施設本格稼働

〔事業の概要〕

燃やすごみの量を減らすため従来のごみ焼却、燃やした後の焼却灰の埋立といった処理方式を資源化に転換。生ごみを微生物の働きで分解（発酵）し、発生するバイオガスを発電に利用。またガスだけでなく発酵残さ（残りかす）も民間のセメント工場などの燃料として売却するため生ごみを100%利用。

1日65tの生ごみを処理できる。

〔事業の形態〕

本事業の発注方式は民間企業のノウハウ・技術能力を活用する PFI (BT0) 方式であり、その受託企業 JFE エンジニアリング(株)は PFI 事業者としての特別目的会社 (SPC) を設立し、設計・建設から運営・維持管理まで一括して事業運営等を行う。

計画・設計・建設期間 2011 年 4 月～2013 年 6 月 (2 年 3 か月)

運営・維持管理は 15 年間

SPC の名称 (株) 長岡バイオキューブ 設立 2010 年 12 月 資本金 3000 万円

構成員 JFE エンジニアリング (株)

越後交通工業(株)

オリジナル設計(株)

JFE 環境サービス(株)

オリックス資源循環(株)

事業契約額 約 47 億円 (設計・建設 19 億円、運営・維持管理 28 億円)

事業期間 平成 23 年 3 月から令和 10 年 6 月まで

〔事業の効果〕

①燃やすごみの量が減少

生ごみの分別収集により家庭から出される燃やすごみの量が平成 24 年度と比較して約 3 割減

②ごみ焼却施設の統廃合、燃やした後の焼却灰を埋め立てる最終処分場の延命 15 年間で約 35 億円の削減

③二酸化炭素の削減

分別により燃やすごみが減少することで年間 2 0 0 0 t の二酸化炭素を削減
(一般家庭約 4 2 0 世帯に該当)

④発生したバイオガスを発電利用

年間 4 1 0 万 kw の発電量 (一般家庭の 1 0 0 0 世帯分)

※平成 2 6 年 7 月から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT 制度) を活用し余剰電力を地元電力会社に送電

⑤環境教育の場

最先端施設として子どもたちの見学受け入れ

〔今後の課題・対応〕

現状生ごみ全体の搬入量が計画の約 6 割(事業系は 4 割)であり、施設本来の機能を十分に生かしきれていないため、分別収集を更に図る必要がある。

隣接する下水処理場の下水汚泥から発生する消化ガスを引き込み生ごみ由来のバイオガスと混合することで、発電設備の稼働率向上及び売電電力を増加させるための設備を令和 6 年 5 月から稼働した。

〔視察結果・所感〕

生ごみの資源化活用は様々な地域で始まっているが 2013 年から取り組んでいる長岡市の生ごみバイオガス発電の仕組みはその先駆的な取組でありその後の各地での取組の参考・モデルになっていると考える。特に新たな取組として長岡市環境衛生センター内に隣接する下水処理場の汚泥から発生する消化ガスと混合させ発電能力を向上させていることは新たに取組を考えているところには有益なモデルとなるだろうと思った。

当市においても新たな処理施設を検討する中で生ごみも含めてごみの再利用は重要な検討事項であるので非常に参考になった。

2. 新潟県新潟市

- ・視察者 佐藤恵一、藤倉憲
- ・視察場所 沼垂テラス商店街（大佐渡たむら）
- ・視察日時 令和6年7月31日（金）午前9時30分から午前10時30分
- ・視察項目 沼垂テラス商店街について
- ・説明員 株式会社テラスオフィス 高岡はつえ 氏
- ・視察目的 民間主導による商店街の再生について、経緯、ポイントや課題を学び、本市の商業活性化に生かす。

・要旨（報告事項）

〔視察先会社概要〕

会社名：株式会社テラスオフィス

代表：田村寛 氏

資本金：800万円

事業：沼垂テラス商店街の運営、地域活性化、ひとつぼし雑貨店舗運営

〔内容〕

昭和40年頃、沼垂市場として青果や日用品が扱われていたが、店主の高齢化や大型スーパー、商業施設ができたことなどによる郊外化を理由に、商店街が衰退。2010年にオープンした惣菜店をきっかけに、その翌年から1年に1店舗オープン。沼垂という街のノスタルジックな雰囲気が注目され若い開業者が徐々に集まる。組合の規約で新規出店者の制約があったため、出店希望はあったものの出店が頭打ちとなった。2014年に株式会社テラスオフィスを立ち上げ、市場通り長屋一帯購入。お店の規模にかかわらず新規出店しやすい仕組みをつくるなど沼垂地域全体の活性化を見据えた「ACTIVE再生プロジェクト」を開始。「ここでしか出会えないモノ・ヒト・空間」のコンセプトのもと、2015年4月に28店舗が揃い「沼垂テラス商店街」として新たにスタートした。

現在、入居率はほぼ100%で、公募しなくても出店依頼がある状況。各種雑誌や新聞等に取り上げられている。朝市や夜市などのイベントを開催し、地元住民、海外を含めた観光客でにぎわう。

行政から評価され、商店街にある公衆トイレの設置や道路の整備が行われた。

年間来場者数は推計で20万人～25万人程度。

プロモーションについては、公式サイトはデザイン会社に委託。その他は、会社スタッフで行っている。

会社の主な収入源については、店舗の賃料が1シャッター2万円/月。小売業収入や講演料収入がある。

資金については県の創業相談による創業補助金の活用はあったが、その他は全て借入れ。店舗ごとのリノベーションについては、各店舗で自由に行っている。

〔今後の課題・対応〕

空き家、空き店舗を活用し展開していく。

〔視察結果・所感〕

民間会社による商店街の再生、活性化という点で、メリットとしては、自由度が高いことや展開のスピードが挙げられる。市場の長屋購入はリスクを伴う決断であったと思われるが、成功したポイントとしては、商店街再生の熱意、商店街の雰囲気、その場所でしか手に入らない商品、イベントの開催、雑誌・新聞等の掲載による宣伝効果が大きいと感じた。

3. 新潟県三条市

- ・視察者 佐藤恵一、藤倉憲
- ・視察場所 新潟県三条市
- ・視察日時 令和6年7月31日（水）午後1時30分から午後3時30分
- ・視察項目 子ども・若者総合サポートシステムについて
- ・説明員 子ども家庭サポートセンター長 相場 徹 氏
- ・視察目的 ライフステージに応じた切れ目のない支援を学び本市の施策に生かす。

・要旨（報告事項）

①子育て支援に関する窓口を一本化

三条市では組織構成の見直しにより、平成20年から教育委員会に「子育て支援課」を設置。担当がワンストップになったことで、市民に分かりやすい窓口を実現。

②ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

子どもの育ちの段階に応じたきめ細かな支援を継続的に行う教育機関として、平成25年に「子ども家庭サポートセンター」を設置。「三条市子ども・若者総合サポートシステム」は、「虐待防止部会」「児童生徒支援部会（非行・不登校）」「障がい支援部会」「若者支援部会（ひきこもり）」の4部会から構成されており、子ども・若者が、乳幼児期から就労・自立に至るまで、切れ目なく個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、「子ども家庭サポートセンター」が「子ども・若者総合サポートシステム」運営の中核として、その情報を可能な限り集約・一元化するとともに、「子ども・若者支援調整機関」及び「要保護児童対策調整機関」として関係組織や関係機関との連携・調整を行い適切な支援を行っている。各支援組織との情報共有はキントーンを活用。

支援の対象者 乳幼児期から25歳程度まで

支援対象 被虐待児

発達障がいを含むすべての障がい者（疑いを含む）

不登校児、非行児

引きこもりなどの問題を抱える若者

その他支援の必要な者

③三条っ子発達応援事業の取組

「子ども・若者総合サポートシステム」により子ども・若者への支援が有効になされてきた一方で、新たにみえてきた課題として発達障がい児の対応がある。発達障がいについては、周囲からも気づかれにくく適切な対応が遅れてしまうことがある。そのため幼保小の連携において引き継がれる子どもの中に発達障がいと思われるケースが増えており、幼児教育の段階での重要な課題となっていた。そこで、発達に支援が必要な全ての子どもを対象とし、子どもの育ちや個性を理解し、早期の適切な対応に繋がられるよう、「三条っ子発達応援事業」が平成26年からスタート。その中の最重要事業が早期発見のための「気づき事業」です。「年中児発達参観」において子どもの発達状況が捉えられるような課題遊びを行いその様子を発達応援チームと保護者が共に確認。参観後、保護者と共に子どもの育ちや個性を共有し、子どもが持つ力を十分に発揮しながら成長できるよう、今後の支援方針について検討。

〔視察結果・所感〕

「困り感を抱えた子ども・若者に必要な支援体制をつくるのは、三条市の責任である」との理念のもと事業化された「子ども・若者総合サポートシステム」の取組は、三条市で育つ全ての子ども・若者が一人ものこらず皆幸せに生きて欲しいという思いを感じた。「子ども・若者育成支援推進法」では関係機関による協議会の設置や総合相談センターの設置などが求められていたが各自治体の努力義務であったため遅々として進まず、こども家庭庁の設置に伴い「こども基本法」に一元化されました。ひきこもりやケアラーの把握は難しく、こども基本法も「こども」という概念が強く「若者」の視点が欠けてしまう恐れがあると思う。困難を抱えた若者に伴走する仕組みがない状況のなか、三条市においては、25歳相当まで継続的に光を当て続けていることが素晴らしい。本市における子育て支援策は大変充実しているので、是非若者への支援として、困難を抱えた子どもたちが中学校や高校の卒業後も見守られ、必要な支援を受けられる仕組みづくりが必要と感じた。